

平成26年度第4回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成27年2月2日（月） 14時00分～16時00分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 委嘱式

（1）委嘱状の交付

（2）正副会長の選出

3 議 事

1 新体育館について

2 新体育館の利用料金設定について

4 その他

（1）報告等

5 出席委員

小林会長 佐々木副会長 村上委員 皆川委員 安田委員
辻野委員 田中委員 井田委員 神田委員 後藤委員
藤田委員

6 事務局

後田教育長（委嘱式出席）

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長

玉田公民館長 小川図書・博物館長 松本生涯学習課長補佐

須賀公民館次長 遠藤体育施設整備室長 佐久間公民館管理係長

椎名生涯学習係長 齋藤体育施設整備室主任技師 西谷事務員

國崎臨時職員

7 傍聴者

1 名

8 会議録

1 4 時 0 0 分開会

【委嘱式】

- ・ 委嘱状交付
- ・ 委嘱期間：平成 2 7 年 1 月 2 5 日～平成 2 9 年 1 月 2 4 日
- ・ 教育長挨拶
- ・ 新委員自己紹介
- ・ 事務局職員紹介

(以上で委嘱式は終了し、後田教育長退席。続いて議事に入る。)

(事務局)

それでは平成 2 6 年度第 4 回生涯学習審議会を開催いたします。まずお手元の資料を確認してください。

【配布資料確認】

- ・ 名簿差し替え
- ・ 第 3 回会議録
- ・ 新体育館関連資料
- ・ 新体育館関連資料（利用料金関係）→審議会終了後回収

会長・副会長が選出されるまで直井生涯学習部長が仮議長を務めます。

(仮議長)

本日の会議につきまして、出席委員 1 1 名で、過半数の委員が出席しておりますので、流山市生涯学習審議会条例第 5 条第 1 項に基づき会議は成立しております。また本日は傍聴希望の方が 1 名いらっしゃいます。流山市審議会等の公開に関する指針に基づきましてこれを許可させていただいていることをご報告いたします。

まず正副会長選出について議題にいたします。正副会長は、流山市生涯学習審議会条例第4条に「委員の互選によりこれを定める」とありますので、ご意見がありましたらお願いします。

(辻野委員)

会長に小林暁峯委員、副会長に佐々木紘三委員を推薦いたします。

(仮議長)

ただいま辻野委員から、会長に小林暁峯委員、副会長に佐々木紘三委員という推薦がございました。これについて皆様ご意見はございませんか。

(一同)

意義なし。

(仮議長)

異議なしというお声をいただきました。それでは小林委員、佐々木委員にお願いするということで議事進行を交代いたします。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

私が会長を務めさせていただきます小林です。よろしくお願いいたします。

(佐々木副会長)

副会長の佐々木です。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

それでは、会議を始める前にちょっとだけコメントをさせていただきたいと思います。

まず本日の資料として流山市生涯学習審議会条例が配布されております。審議会の内容が説明されておりますが、その中でいくつ

かご説明させていただきます。本来ならば審議会は委員最大20名までとなっておりますが、今回私たちの審議会は12名という少数精鋭となっております。なぜ少数精鋭かと申しますと、実は流山市は、以前は図書館と博物館の審議会がありましたが、今はそれが一つになって、生涯学習審議会として、生涯学習と図書館、博物館、公民館、体育館というように広く意見を求められることをご承知ください。

それから2点目ですが、生涯学習推進基本構想についてです。流山市は20年間の基本構想を作っておりまして、平成22年までが最初の10年間、現在はその次の10年間となっております。この生涯学習推進基本構想には市の基本構想の中の生涯学習に関する部分が載っております。8ページをご覧ください。すでに後半の10年に入っておりますが、流山市の方針は「いつでも、どこでも、だれでもできる生涯学習をやっていききたい。」2番目に「青少年を育てる地域を作っていききたい。」3番目は「市民文化の継承と醸成」、4番目には「スポーツ活動の基盤作り」とあります。これらはすべて大切なのですが、その時々においてウエイトをもって進めてまいります。

昨春までは文化の継承と醸成ということにウエイトをおいて、その結果として文化芸術振興条例が出来上がっております。それにつきましても皆様のお手元にあると思いますのでご覧ください。

その前は青少年を育てる環境づくりということで議論をいたしました。その前は「いつでもどこでも誰もができる生涯学習」とありますが、この基本計画そのものについてもこの審議会で議論していただきました。

今年度はこの4つを進めていく中で、体育館が新設されるため、皆さまにはスポーツ活動の基盤づくりということに重点をおいたご意見をいただくことが多いと思いますので、ご了承ください。

では本日の議題に入ります。本日は体育館について、今後の運用等についてのご意見をいただきたいと思います。体育館施設について今回初めての委員の方はあまりご存知ないかと思っておりますので、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ます。

（事務局：遠藤室長）

今も会長からお話がありましたが、第3回の審議会で新体育館建設の経緯ですとか施設の内容、管理運営のあり方等についてと本日の議題にもありますが、利用料金の設定の考え方につきまして、さわりの部分をご説明させていただきました。

今回は新しく委員になられた方もいらっしゃるということで、前回の資料を皆様に配布させていただきました。

そこでまずはこちらから概要を説明させていただきます。

（以下プロジェクターを使った画像で説明）

資料表紙

- 新体育館の西側のエントランス方面のイメージ画像
 - ・ TX側から利用される方の入り口となる。
 - ・ 1階ロビー：くつろぎ空間 奥に事務室あり。
 - ・ 2階：武道場
 - ・ 3階：弓道場
- 新体育館北側について
 - ・ メインアリーナ
 - ・ （手前側）サブアリーナ
 - ・ （壁に覆われた部分）トレーニング系の部屋

【前回審議会での説明内容】（新審議委員となったため再度説明）

基本方針・基本計画の検討経緯等

1. 建替えの背景

- ・ 現体育館は昭和51年に建設され39年が経過し老朽化。
- ・ 設備面、施設そのものの狭隘化→市民のニーズに対応できなくなっている。
- ・ 耐震性の課題

2. 建替えに向けて
・ 庁内での市民検討会議の設置、専門家および利用者の団体とのヒアリング等を行い、現状における課題の整理・施設構成・利用者のニーズの把握に努めた。 ・ 上記のことを確認しながら新体育館の基本的な考え方をまとめた。
3. 新体育館の活用のあり方について
・ 市民の日頃のスポーツ活動の場（市民利用中心）。 ・ 交通アクセスに恵まれており、スポーツ大会、プロスポーツ観戦の場として活用。 ・ 吹奏楽、マーチングバンド等、文化的行事にも活用。 ・ 災害時の避難所として活用。 ・ 以上を踏まえて設備を充実したものにする。
4. 利用料金設定の考え方について
・ サービスを維持していく上で現体育館よりもコストがかかるため利用者に応分の負担をしていただくことを基本にさせていただきたい。
5. 今後のスケジュールについて
・ 平成27年11月竣工予定 ・ 平成28年4月以降新体育館オープン予定

新体育館の施設概要

・ 現体育館はメインアリーナのみだが、新体育館にはサブアリーナも設置。
・ メインアリーナには1500席超の観覧席があり、2つのアリーナを合わせると現体育館の2倍の規模になる。
・ 武道場は現体育館の3割増の規模。 ・ 現体育館では柔道場と剣道場が分散した配置であるが、新体育館では隣接配置をとっており、2室を1室利用することにより大会等の開催も可能となる。

・ 和弓、洋弓兼用の弓道場を新設。
・ メインアリーナ観客席周囲に1周200mのランニングコースを新設。
・ 当初の計画では入っていなかったが、管理運営の検討を進める中でトレーニング室も導入となった。規模は現体育館の約2倍。
・ 会議室の規模も約1.5倍となり、2室もしくは2室を1室利用も可能。プロジェクター、スクリーンも備え付けのものを準備。
・ 幼児室、キッズルーム、授乳室等を新設
・ ロビー、ラウンジ等、利用者の方々、地域の方々がくつろげる空間を整備。

新体育館の設備概要

1. アリーナについて
・ 全館冷暖房換気設備を設置。 ・ メインアリーナ、サブアリーナについては大会等に利用できるように大会規定に基づいた照度を確保。 ・ 文化行事にも対応できるよう舞台機構（吊バトン）、音響設備を設置。
2. アメニティについて
・ トイレ、シャワー（男女各7か所）、ロッカールーム（1階には男女各150） ・ 車いす対応トイレ（1、2階合わせて7か所）、車いす対応のシャワールーム（2か所）
3. 災害時の避難施設として
・ ライフラインが停止した場合に対応するため、備蓄倉庫、非常用発電機の設置、停電中も雨水利用によりトイレ使用可能となる設備。 ・ 1700人×3日分の飲料水の備蓄可能。 ・ 事務室は医務室として活用するほか、感染症発生時には医療の拠点として活用されることを想定。

利用のあり方、管理運営のあり方について

1. 市場の把握

- ・ 市場性調査：民間企業に、新体育館のポテンシャルを最大限に活かした活用のあり方、地域との連携、管理運営の工夫、年間コスト等についてなど、管理運営に係る内容の提案の募集を行った。
- ・ 市場性調査の内容：平成26年4月から7月にかけて2回実施し、6団体から提案があった。

2. 先進事例検討

利用の状況、管理運営、利用料金の設定根拠等についての視察

- ・ 和光市総合体育館
 - ・ 八王子市市民総合体育館
 - ・ 船橋アリーナ
 - ・ 印西市総合体育館
 - ・ 東京体育館（渋谷区）
- } （担当者からの聞き込みも含む）

3. 市場性調査及び先進事例視察による管理運営についての検討

【運営について】

- ・ 開館時間：9時～21時を9時～22時とし1時間拡大
- ・ 運営日数：（現行）第3月曜日及び年末年始を休館とし
年間345日の稼働日数
（新）休館日を特に設けず、稼働日数を
年間359日とする。
- ・ 利用のあり方：市民利用を中心としながらの貸館利用。
団体だけではなく個人でも、お子様から年配の方まで様々な年代の方々が利用できるようなスポーツ教室やイベントを充実させる。
- ・ 大会の場・観る場：広域的な大会の開催・トップアスリートの大会の開催。
- ・ トレーニング室の導入
- ・ 文化的行事での利用

【管理について】

- ・ 効率的な維持管理による光熱水費等のコスト削減
- ・ 空調費：開館時間の間ずっと空調利用をするとかなりのコストとなるということが視察先施設からも出ていたので、空調利用については十分な検討が必要。

（小林会長）

皆さんのお手元に前回の議事録が配布されていると思いますが、前回は体育館の施設等のご説明をいただいて、最終的には利用料金について検討するために、具体的な金額のお話をしていく前に、利用者はどんな人なのか、利用の形態はどんな形なのか、新しい体育館の機能が増えたことで利用人数や管理運営はどうなるのかといったことについて皆さんに自由にご意見を出していただきました。その結果が議事録にありますので、その結果を踏まえまして、今日の費用の話に進んでいきたいのですが、今までの話の中で質問等がございましたらお願いします。

（皆川委員）

新体育館は素晴らしいなと思います。洋弓、アーチェリーなのですが、東葛地域でアーチェリー部があるのは本校だけなのです。土日は市民の方が本校のアーチェリー場を使っているのです。そういう中で体育館に弓道場を作ることなのですが、アーチェリーというと90m、70m、50m、30mと大会があるのですが、ここに作るのは何メートルのものですか。

（事務局）

和弓と兼用となっており、30mです。和弓ですと28mです。

（皆川委員）

30mですか。大会は70mなので広いものを作っておりますが。

(小林会長)

新しい方でいかがですか。

(田中委員)

トレーニング室は後から作ることを考えたということなのですが、どういう経緯で作ることになったのでしょうか。

(事務局)

もともと新体育館の計画の中にマシンを置いたトレーニング室の導入という計画はありましたが、民間施設との競合が懸念されたため見合わせたということなのです。しかしながら市場性調査や視察を行ったところ、トレーニングジムというものが個人で行うスポーツの拡充につながるということで、おひとりで利用される方はもちろんですが、色々な競技団体の方々も利用されることにより体育館運営の活性化が図れること、またいろいろとヒアリングをした中で新体育館には民間のようなプールや温浴施設也没有ありませんので、民業と競合することもないだろうというご意見をいただきました。トレーニングジムを導入するにあたってどこかを増築して導入したわけではなくて、今ある単位の中でいれておりますので、他のスポーツへの影響も考えてトータル的に導入しようという判断となりました。

(田中委員)

私も安く利用できるトレーニングジムがあると良いと思うのですが、ただ、災害時の時に利用できる施設を兼ねているということであればトレーニングマシンを入れてしまうと椅子がわりにしかないのではないかという思いもあるのです。和光市の指定管理にはコナミが入っているのですが、トレーニングジムとなると指定管理者として入れる企業が限られてくるのではないかということも気になるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。トレーニング方法を教える人がいないとできないと思うのです。

(事務局)

いろいろな事例を見ますと多くの公共の体育館でトレーニングジムを導入しております。特に最近是指定管理者制度もかなり普及してきておりまして、多くの企業も参入されてきておりますので、特に言及されるようなことはないかと思います。

(小林会長)

安田委員はいかがですか。

(安田委員)

はい。私は開館時間についてなのですが、当初午前9時から午後9時までということだったものを市場調査で午後10時までということにしたということですが、朝のニーズというものがそれほど少ないのかなと思うのです。むしろ、7時、8時から開館して仕事や学校の前の利用、また土日に大会が開催されるのであれば9時開館というのは遅くなる場合もあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

施設管理する場合は条例で細かな規定を定めさせていただくのですが、条例の中で、大会の場合は9時以前から準備をしなくてはいけないと思いますので、そういった対応もできるような条例のしくみにしたいと思います。時間につきましては、いろいろご提案頂いた中でこういった時間にしたということです。

(井田委員)

時間については、私も延ばした方がよいと思います。夜10時というのも、子どもがいる私などは行かないのですが、もう少し遅い方がよいのではないかと思います。

防災については、飲料水等というのは、水だけではなくて食糧もということですか。

(事務局)

防災機能について

【広域な市内唯一の避難場所として活用】

- ・ 収容人数：(新) 5, 047人 (現) 2, 208人
トレーニング室は収容面積に計算しない。
- ・ 非常用電源：3日分
- ・ 防災備蓄倉庫：食糧 15, 300食
飲料水 1, 200リットル(約400人分)
毛布 1, 000人分
受水槽：災害時に有効に使える水の量 1, 711人分
- ・ ヘリコプターの臨時離着陸場

(小林会長)

防災については、こういう施設をどういうお金で賄っていくかということが重要となります。

村上委員は何かありますか。

(村上委員)

開館時間のことなのですが、中学校でも大会があります。その時に十分なストレッチをしないとけがをしてしまうのです。プロ野球の選手でも80分かけてストレッチをしますと言います。子どもたちも大会が9時からだとすれば1時間前には入って準備運動をしないとけがが増えてしまいます。学校数が増えますと試合数も増えていきますので、先ほどおっしゃっていた条例の中で学校の行事についても時間を考えていただければありがたいと思います。

またW I F I 設備についてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

(事務局)

今年11月に完成する施設ということで、施設に必要なものにつ

いては平成２７年度に予算を確保して取り組むようにしております。ＷＩＦＩも高価なものですので、予算の配分状況に応じて検討していきたいと思います。

（村上委員）

今、中学校でも職員室には入っているのですが、体育館には入っていないのです。体育の教師が使う時には自分のルーターを持って行って使っているような状況ですので、やはりあった方が良いのではないかと思います。

（神田委員）

とにかく流山にすごいものができるのだと思いますが、私は今までに事業仕訳を経験してきましたので、果たして５年後、１０年後にランニングコストでうまく回るのか、特にトレーニングジムが気になります。これは市民の税金で作るものですから、これだけあったら皆さん良いでしょう、皆さん集まるでしょうという大きな期待もよくわかります。しかし、税金でうまく回していかななくてはなりませんので、おおたかの森周辺にもいろいろなスポーツジムはありますし、夢を盛るのはすごくいいのですが、税金ですので、１０年後、２０年後のランニングコストを考えたらどれだけかかるのかと思います。ただ今流山市の行財政の審議委員も務めておりますので、流山市の財政が非常に厳しいことも重々承知しておりますので、それならばトレーニングジムよりも、生徒さんを指導する先生が個人の負担で使っているというＷＩＦＩに予算を持っていくなど、派手なものではなくて、そういった点を配慮すべきではないでしょうか。災害等を考えた時には少しでもスペースをとっていくことが必要であり、マシンを置いておくことが本当に必要なのかどうかと思います。

（小林会長）

お金の話は次回しっかりお願いしたいと思います。

後藤委員は何かございませんか。

（後藤委員）

利用の考え方で、様々な年代の方が参加できるスポーツ教室がありますが、どのようなスポーツ教室が想定されますか。

（事務局）

市場性調査の中で民間企業から色々な具体的なご提案がございました。世代が同時に同じことを一緒にということではなくて、小さいお子様向け、高齢者の方向けといった様々な年代向けのものということです。

（後藤委員）

私の要望としては、孫と高齢者が一緒にできるようなものがあると思うのです。若者は高齢者に対して否定的な見方があるので、高齢化社会の中で若者と共存していくために、若者に理解してもらい、高齢者も若者を理解していくという相互理解の場が、スポーツを通してあると良いと思うのです。

（事務局）

体育館が他の施設と違うのは、若い人や高齢者などのいろいろな年代の方が、バスケットボールやバレーボール、卓球などのスポーツを通して交わる、コミュニティ醸成の場として有意義な施設だと思います。

（小林会長）

では藤田委員。

（藤田委員）

幼児室とありますが、これは幼児の体操教室といったものに使うのでしょうか。

（事務局）

基本的にはお母様方がそこに小さいお子さんを預けてスポーツ

ができるように、お子様に安全にいていただくという空間です。利用の仕方としては、管理している人間が見守るのではなくて、利用される方が一緒に入って見守っていただくという運営を考えています。

（小林会長）

辻野委員、いかがですか。

（辻野委員）

将来起こるであろうことを想定しだすと大変かと思いますので、利用のあり方については運用しながら見直していくのだというフレキシブルな形で、骨子だけはこういう形だということで良いのではないかと思います。

（事務局）

当然、開館時間ですとか、運営のあり方については実際に運営して、利用者の方々のニーズを確認させていただきながら運営に反映させていきたいと思っています。

（小林会長）

ちょっと時間をとっていただきましたが、体育館の状況について親しんでいただこうと思ひまして時間をとりました。

それではいよいよ本日の議題である利用料金についての話に入っていきたいと思います。最初に事務局から説明していただいて進めていきますが、体育館のスケジュールを考えますと、利用料金については少し急いでまとめていかなくてはなりません。

では事務局から説明をお願いします。

（事務局）

【利用料金の設定について】

- ・新体育館の管理運営費については、市場性調査や視察を参考に試算すると約1億円、現体育館の3倍とみている。

1. 利用料の設定方針
「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」(H20.2) ① 受益者負担の原則 利用者の方に応分の負担をしていただく。 ② 算定根拠の明確化（原価計算） 管理運営費を基に利用料を計算。 ③ 減免基準 高齢者、高校生以下、障害をお持ちの方は減免。
2. 管理運営経費について
管理運営経費 = 市税などの財源 + 利用料収入 (サービスの提供費用) (広く市民が負担) (利用者が負担)
3. 現体育館の状況
- 現体育館の利用料設定状況 H20.2 「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」策定 H20.10 基本方針に合わせて料金改正 (近隣市の利用料金を参考に改定上限率は最大2倍の範囲内での改定・アリーナについては上限率4倍) H26.4 消費税増税に合わせて改正 - 管理運営経費の状況 管理運営費（9施設の一元管理）：約8千4百万円 財源：市税5千万円+利用料収入3千万4百万円 (財源比率 6：4) ※体育館の利用料収入は約900万円となっており利用料収入の占める割合は概算で約2割程度となっている。
4. 新体育館
- 規模：現体育館の2.4倍 - 管理運営費：1億円超 現体育館の約3倍 ➤ 現行の水準（受益者負担率3割）で料金を設定すると市税の負担が増え、予算確保が厳しいことに加え、利用する人と市内人の公平性を欠くこと、さらに持続的なサービスの質を確保する

ことが厳しくなる。

- 利用者と利用しない人との公平性を確保するために近隣自治体等の考え方を参考にして適正と考える受益者負担率を50%と設定して利用料（案）を算定した。

5. 受益者負担率の設定状況

【千葉県その他の自治体の受益者負担率の状況】

自治体	受益者負担率	料金原価の対象費用
柏市	50	管理運営費+減価償却費
松戸市	—	—
我孫子市	75	管理運営費+減価償却費
野田市	—	—
鎌ヶ谷市	50	管理運営費+減価償却費
八千代市	不明	管理運営費+減価償却費
印西市	100	管理運営費
市川市	50	管理運営費+減価償却費
船橋市	—	—
千葉市	50	管理運営費
木更津市	50	管理運営費

※上記受益者負担率はあくまでも体育施設についてであり、公民館やプール等、様々な施設についてはそれぞれの受益者負担率が定められている。

6. 受益者負担率の考え方（木更津市の事例）

- 4つの指標に分類して考える。

必需的（基礎的）：日常生活を営むうえで、ほとんどの市民が必要とする施設。

選択的：特定の市民に必要とされる施設

市場的：民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設

非市場的：民間では提供されにくく、主として行政が提供するもの

縦軸を市場的か非市場的か、横軸を選択的か必需的（基礎的）かとして

縦軸横軸で座標面を4つに分類。

I. 税負担 100% (非市場的・必需的)

市民生活に欠かせない必需的なもので、公共性が高く、民間での提供が難しいもの。(市道・小中学校・公園など)

II. 受益者負担 50%・税負担 50% (非市場的・選択的)

公共性は高いが、選択性も高い、個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので民間による提供が難しいもの。

(市民会館・体育館・公民館など)

III. 受益者負担 100% (市場的・選択的)

選択性が高く、個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なもの、または提供しているもの。

(プール・霊園・駐車場など)

IV. 受益者負担 50%・税負担 50% (市場的・必需的)

市民生活に欠かせない社会保障的要素を含む必需的なもので、民間による提供が可能なもの、または提供しているもの。(保育園・市営住宅など)

7. 利用料の算定

$$\text{1時間1m}^2\text{当たりの単価} = \frac{\text{管理運営経費}}{\text{施設面積} \times \text{年間使用可能時間}} \times \text{受益者負担率}$$

(約3円) (50%)

※市主催事業、指定管理者の提案事業等で使う時間を年間使用可能時間とし稼働率を100%として算定すると約3円(共通原価)となる。

※共通原価(3円)に面積を乗じ基本料金を算定する。

8. 利用料について

- ・ 専用利用と個人利用とあるが、専用利用とは10名以上の方々が利用する場合に団体登録をして優先的に利用できるような仕組みであり、それ以外は個人利用となる。
- ・ 新体育館は規模も現体育館の2.4倍、充実した施設でのよりよいサービスを提供することを考慮して算定すると以下のような結果が出る。

【新体育館利用料一覧】

室名	面積等	基本料金 (1時間当たり)
(専用利用)		
メインアリーナ	2,081 m ² 観客席 1,504 席	6, 2 4 3 円
サブアリーナ	939 m ²	2, 8 1 7 円
第 1 武道場	218 m ²	6 5 4 円
第 2 武道場	218 m ²	6 5 4 円
弓道場	555 m ²	1, 6 6 5 円
大会議室	150 m ²	4 5 0 円
小会議室	32 m ²	5 0 円
(個人利用)		
メインアリーナ、サブアリーナ、第 1・第 2 武道場、弓道場、ランニングコース		2 5 0 円／人
トレーニング室 (228 m ²)		3 0 0 円／人

9. 減免、市民以外の方の利用等について

(1) 減免・免除

- ・ 団体利用：市内保育園、幼稚園、小・中・高校が教育活動で利用（免除）
市内在住の 6 5 歳以上の高齢者又は障害者が過半を超える団体が利用（1/2 減免）
- ・ 個人利用：市内在住の 6 5 歳以上の高齢者又は障害者が利用する場合
高校生以下の料金については 1/2 の料金設定を組み込む。

(2) アマチュア以外利用：アマチュア利用の 1 0 倍（入場料を取らない場合は 2 倍）

(3) 夜間料金の設定：午後 6 時以降は 2 割増

- (4) 市民以外の料金設定：市民が優先して恩恵を受けられるよう、市民以外の利用料は2倍に設定
- (5) 冷暖房料：全冷暖房はついているが、視察の結果、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場については、冷暖房期間であっても冷暖房を利用しない場合があったため、利用しない場合は料金はかからない。
全面空調だけでなく、1/2空調も可能とした。
- (6) 照明料：メインアリーナ・サブアリーナには一般照明(LED)と全灯照明(LED+HID、公式試合等)があり、全灯照明とする場合は(HIDの費用)、別途有料とする。(追加部分の費用)
※一般利用の場合は通常のLEDのみで十分であるので料金は発生しない。全灯利用をした場合のみ追加料金が発生。
- (7) 個人利用料：1人当たりの利用料とした。
- (8) トレーニング室利用料：冷暖房料を含めた利用料設定。
- (9) 会議室利用料：市内公共施設の会議室利用と均衡を図るため、単位時間単位面積当たりの金額を同一とした。大会議室については全面利用、1/2利用も可能とした。
- (10) アリーナ：メインアリーナは、バスケットボールが2面、バレーボールが3面あるので、全面利用の他1/2、1/3利用も可能な料金設定とした。
サブアリーナは、バスケットボール1面、バレーボール2面があるので、全面利用の他1/2利用も可能な料金設定とした。
- (11) 備品利用：一部の備品を除き、スポーツ備品は原則無料。

10. 利用形態の事例

利用形態	現体育館		新体育館	
	部屋	料金	部屋	料金
バスケットボール 1 面	競技場・全面	2,262 円	メインアリーナ	3,121 円
			サブアリーナ	2,817 円
バレーボール 1 面	競技場・1/2 面	1,131 円	メインアリーナ 1/3 面	2,081 円
バドミントン 1 面	競技場・1/2 面	1,131 円	サブアリーナ 1/2 面	1,408 円
柔道・剣道	柔道場・剣道場	411 円	第 1 ・ 第 2 武道場	654 円
フットサル	—	—	メインアリーナ 1/2 面	3,121 円
ハンドボール	—	—	メインアリーナ 1/2 面	6,243 円

11. スケジュール

- ・ 平成 26 年 1 月着工
- ・ 平成 27 年 11 月竣工予定
- ・ 平成 27 年度（平成 28 年 3 月頃まで）周辺整備
- ・ パブリックコメント：平成 27 年 2 月 23 日から 1 カ月間
- ・ 平成 27 年 6 月議会にて料金設定
- ・ 指定管理者の選定・協定締結を行い 11 月竣工以降開館準備を進める。
- ・ 平成 28 年 4 月以降開館予定

（小林会長）

ありがとうございました。

審議会の今後の予定は、パブリックコメントで市民の皆さんから広くご意見をいただき、6 月議会での審議の予定があります。その前にもう一度審議会を開いて料金設定についての意見をまとめていくことになります。

ここまでの料金設定に関する基本的な考え方について、皆さんのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（佐々木副会長）

基本的なことで申し訳ないのですが、稼働率100%で算定ということでしたが、どこの市も100%で算定しているのでしょうか。稼働率100%というのはかなり厳しいと思うのですが、いかがでしょうか。

（事務局）

はい、実際にはそういうことはあり得ないのですが、年間の使用の中で市が行う行事、成人式や市民まつり等は省いています。また、施設の指定管理者が行う自主事業についても除かれています。それらを除いた時間をすべて利用するとした上でということでは算定しております。確かに稼働率100%ということはありませんから、実際に6割、7割となった時に不足分はどうするかと申しますと、そこは利用者の責任ではないと考えておりますので、そこについては税の部分で賄って行くと考えております。

（佐々木副会長）

現体育館の利用料収入の占める割合は2割程度、仮に100%の稼働率とすると3割程度ということで、実際には6割6分くらいでしょうか。

利用料金について見直すとすれば、だいたい何年くらいで見直すようになるのでしょうか。

（事務局）

平成20年の段階で市内の公共施設の利用料金を見直しましたが、基本的にはこちらの会議室などについては1㎡1時間あたり3円ということで、維持管理費をベースに算定しており、減価償却の考え方については入っておりません。その後3年ごとに見直しているという形になっております。

(佐々木副会長)

はい、わかりました。

(皆川委員)

開館時間は、やはり夜10時まで開けるということよりは朝8時に開館していただいた方がありがたいと思います。ハンドボールの大会の運営に関わってきたのですが、前日の夜から会場を作って、朝9時に入って10時から試合を行うという形になってしまい、前日から借りないと大会はできないのです。前日は準備であり試合をするわけではありません。夜10時まで開けた時にだれが利用するのかということもありますし、朝から開けていただくと、小中高生も冬の朝寒い中、外で待たせなくてもすむのではないかと思います。開館時間についてはもう一度検討していただきたいと思います。これは小中高校からの要望です。

また、会議室利用料ですが、大会を行っている時は審判の控室として利用しますので、会議目的では利用しません。大会と一体化している施設で、会議をしているわけではないのに、他の会議室と同じ料金をとられるのは厳しいと思います。体育館の場合、まとめて会議室も使えるということなのか、それとも会議室という形で料金設定されるのかで全く違うことになるので、できれば競技に必要な部屋というイメージで、会議室というひとくくりの料金設定は困ると思います。

(事務局)

お手元の第3回の資料の中に、1階平面図をご覧になってください。メインアリーナには審判室、選手控室等があります。大会が開催された場合は、そのあたりは一連で利用していただくような形になるのではないかと思います。

(小林会長)

今のお話は面積で料金設定しているのか、利用目的で料金設定をするのか、利用者によって料金設定をするのかという話になるので

すね。

（皆川委員）

そうです。目的によっては、一括して使わなくてはならない時もあるわけですね。今の設定ですと個別に料金が設定されており、一連で利用するのに個別設定だと運営がかなり厳しくなってしまうのです。

（小林会長）

今示されているのは、使用条件をベースに面積で計算されているものですね。

（事務局）

この料金をベースに指定管理者がこの枠の中で料金を設定すると思いますので、対応の面でも期待できるかと思います。

（村上委員）

減免免除について、教育活動での免除ということですが、教育活動とはこういった定義で考えているのですか。

（事務局）

実際の事業で、市が主催、教育委員会が主催といったところについては免除ということです。

（村上委員）

学校だとお金が発生するということですか。

（事務局）

文化会館のホールと同じ形です。小中音楽祭で使っていただく時は教育委員会主催なので免除ですが、南部中学校で使われる時は、高校生以下ですので半額の料金が発生します。

(村上委員)

今、小中学校の学校開放は無料ですが、これは見直しということはあるのでしょうか。

(事務局)

それについての議論はされ始めております。

(村上委員)

何かといいますと、料金が高くなってくると無料でやっているところに流れてくる可能性があるのです。例えば、カウンセラー料金というのは大変高いものですから、無料の学校のカウンセラーのところに来る子どもたちが増えてしまっており、スクールカウンセラーが大変なことになっているのです。

また、節電ということについても、学校では体育館でも間引きして節電をしたり、電気ポットをやめて水筒を持参したりしておりますが、一部の市民が夜、体育館の電気を煌々と全部つけて、駐車場も無料で利用しているのは納得しがたいのです。ですから、こういうことも一緒に考えていただければと思います。

(安田委員)

今、小中高のお話がありましたが、大学はどうかのかなと思ひまして、流山市は大学が本学と東洋学園短期大学がございます。(4)の市民以外の料金設定のところ、市民優先ということは十分理解しておりますが、市民以外は倍額ということで、本学もそうですが、学生は流山市以外から来ている者が圧倒的に多いのです。本学も体育館は2つ用意して授業や部活に使ってはいるのですが、なかなかそれだけでは同好会や愛好会まで順番が回らず活動ができないということがあります。市民と市民以外が混在した場合はこういった料金設定になるのでしょうか。高校でも、流山市民以外の生徒が多いと思いますので、流山市に通学している者に対する減免措置は考えられるのでしょうか。

（事務局）

市外の方の料金が2倍という形で、これは公民館等も同じです。2倍の考え方なのですが、基本的には団体利用ということになりますので、団体の構成メンバーの過半数を超えるかどうかで判断します。市外料金については市民優先という考え方で、多くの自治体ではだいたい1.5倍から2倍料金が多くなっております。

個人利用の場合も高校生以下は減額対象です。会場の利用にあたってはご自宅のパソコンから予約できますので、窓口で細かく申請手続きをするとは限らないので、厳密な部分については確認できないこともあります。そこは申請に基づいて判断させていただいているということです。在学の方の料金については、申し訳ありませんが今のところはそのままということです。

（小林会長）

料金の設定については2つのことがあるかと思います。一つは利用料設定の基本的な考え方ということで㎡あたりの面積に対する受益者負担ということ、もう一つは利用料の設定方針にかかることです。今出された多くのご意見は設定方針に関することだと思いますが、基本的な考え方についてはいかがでしょうか。

（井田委員）

受益者負担率の考え方のところで、非市場的で選択的のところに体育館が入るということですが、果たしてそうなのかなと思ったのです。選択的ということであれば体育館は運動する人だけでしょうと思われるかもしれませんが、今ここで目指そうとしている体育館は文化的行事でも利用したり、教育的な場であり、小さなお子様からお年寄りの方まで様々な方が使えるということで、さらに平常時だけではなく防災にも使えますという方向を求めるのであれば、選択的とは最初から言ってしまっただけではいけないのではないかと思います。それで受益者負担率が50%になるというところでどうなのかなと、もう少し皆さんに使っていただきたいので、税金で負担する部分が大きくなりますという説明をするのであれば市民も納

得するのではないかと私は思います。

（小林会長）

ありがとうございました。

その他にはございませんか。この基本にかかわるところで何かありませんか。

今、ベースの算定基準のところでは質問がありましたが、その他に。

（皆川委員）

はい。受益者負担率 50%ということなのですが、例えば 100 円を 50 円、50 円と払う場合、実際に払う 50 円以外の方にも実際には払っている税金も含まれているのです。そうすると、団体利用でも代表は流山市の方で、メンバーとして入っている松戸市民の方は 50 円だけで税金は払っておりません。ですから、本当に 50%と言っても市民の方は自分たちの税金も使われているので、50－50 という意識にはならないのではないのでしょうか。他市の方が得になってしまうのではないのでしょうか。こうした疑問が単純に出てくるのではないのでしょうか。

（小林会長）

他にはありませんか。はい、どうぞ。

（田中委員）

すみません、利用の方になってしまうのですが、利用形態のところで、メインアリーナは 1/3 の利用が可能だとあるのですが、もし同じ時間帯で、一つの団体が 1/3 だけ使いたい、もう一つの団体は 1/2 を使いたいという時には細く残る部分があります。ここはちょっと無駄なのではないかと思います。

冷暖房料は 1/2 しか設定がないのですか。1/3 というのはあり得ないのですか。

（事務局）

はい、メインアリーナについては施設自体は 1/3 利用が可能なのですが、空調の設備が 2 系統になっているということです。

他の体育館を調べていきますと、流山市のように 1/2 というように系統分けをしているところは意外と少ないのです。我々としては、全面的他に 1/2 の料金を設定しているというのは料金の多様化になるかと思っております。

（事務局）

区分使用ですが、ご指摘の部分はあるかと思いますが、大きなスペースですので有効に使っていただきたいということです。それぞれのスペースを申込みできるような形と、一体で申し込むという形で、若干の調整作業は出てくるとは思いますが有効に使いたいと思います。ただ、先ほどありましたように隣りの方の利用との関係によって影響がでてしまうスペースについてはやむを得ないと思います。

（田中委員）

その部分については仕方がないということですか。

（事務局）

はい。なるべく多くの方に使っていただくということです。

（田中委員）

例えば、同じところで 1/2 ずつ使いたいというところがあったら、1/3 使いたいというところよりも有利に場所を貸すということはないのですか。

（事務局）

はい。それは予約をパソコンで行っていきますので、自動抽選とか先に入った方といった形になると思います。若干の運用も出てくるとは思います。

(小林会長)

はい。では、事務局にパブリックコメントについてご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。本日は新委員さんとなって第1回目で、利用料金の考え方等についてご意見をいただいております。パブリックコメントは2月23日から1カ月間行いまして、市民の方からのご意見を募集いたします。

(小林会長)

どういう資料でパブリックコメントを行うのですか。パブリックコメントを求める時の資料はどの程度の内容のものでしょうか。

(事務局)

利用料の設定についてが中心になってきますから、利用料の設定についての市の考え方をまとめたもの、利用料の一覧、設定の考え方、施設の関係資料(こういった施設があるのかといった図面資料)も提示するつもりです。

(小林会長)

そうすると、皆さんにご審議していただいていた新体育館の利用料金と設定方針、エアコン等について出てくると思います。それを提示して市民の方のご意見を求めるということですね。

その数字はファイナルではないので、市民の方々のご意見をいただいて、市が考え直すということですね。

(事務局)

そうです。

(小林会長)

それから審議会がもう一度あって、皆さんのご意見をまとめて、

事務局で議会に審議していただく資料をまとめるということになるわけですね。

（辻野委員）

ちょっとよろしいですか。

管理運営費を考えるとということで、大きな変動はないとは思いますが、既存の施設であり、新しい施設であっても、単価1時間あたり3円ということありきでスタートしているような感じを受けるのです。新しい体育館の基本料金が3円だという印象が持てないのです。ここは集中して質問ができるかと思うのです。

（小林会長）

それは出るかもしれませんが。質問が出れば、それに対する回答を事務局で作るということだと思いますから、一応この形でご意見を聞くという形になると思います。

それでは誠に申し訳ないのですが、今日は皆様の初回ですので、ご意見をお聞きしたと、それから市の方の考え方を聞いたということで終わらせていただきたいと思います。

次回の審議会はいつ頃になりますか。

（事務局）

はい。パブリックコメントが3月24日までとなっておりますので、その後ご意見等のまとめ作業がございます。それを4月中に行いますので、希望ではございますが、5月の連休明けくらいを考えております。よろしくお願いいたします。

（小林会長）

それでは体育館の議論はここで終わりにさせていただきます。

本日はもう一件ございますのでお願いいたします。

（公民館長）

「公民館等備品整備に伴う条例改正」という資料を本日配布させ

ていただきました。来年度新たにプロジェクター、スクリーンを各公民館に整備する予定であります。公民館の備品につきましては、公民館の設置条例に位置づけが必要でございまして、あわせて使用料についても定めさせて頂きたいと思っております。現在使用料は未定ではございますが、この春オープンするおおたかの森センターではプロジェクター1回216円、スクリーン1回108円ということになっておりますので、それに準拠する方向で現在検討しております。条例の改正、追加については6月議会を予定しておりまして、条例改正の細かな手続きはこれからになります。次回の審議会の時に条例改正の概要等についてご報告させて頂きまして、ご審議いただければと考えております。

以上です。

(小林会長)

今ご提案がございました設備の増強についてはいかがでしょうか。

特になければ、この審議会としてはお進めくださいということです。

それでは最後に議事録についてなのですが、この審議会の議事録はまとまり次第インターネットのホームページ上で公開されております。ただし、今回につきましては、パブリックコメントが予定されておりますので、議事録を公開してしまいますと、パブリックコメントをミスリードしてしまう可能性もございますので、パブリックコメントが終わった段階で皆様に議事録を回すようにしたいと思っております。

それでは、議事録については4月の初めに皆様のところに回ってくると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日は終了したいと思います。ありがとうございました。

(閉 会)